

平成 20 年 8 月 4 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様
(担当：市民局)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 19-01-329 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 20 年 4 月 22 日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、貴局が取られた下記の内容が確認できたので、本件公益通報については処理を終了します。

記

1 確認内容

- (1) 各区の実態を調査するとともに、優先使用申込みの取り止めを指導したこと。
- (2) 区長会、区担当課長会、区担当者会、区コミュニティ協会常務理事会、区コミュニティ主査会等において協議し、次のとおり、今後の対応を決定したこと。
 - ア 直営会館について
 - (ア) 「使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱」を作成し、優先取扱いを認める団体、行事を定めたこと。
 - (イ) 利用申込みについて、各区ホームページ・広報紙・施設内の掲示により、広報を実施したこと。
 - イ 指定管理者制度導入会館について
 - (ア) 各区において、区コミュニティ協会との協議により、「使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱」を作成し、優先取扱いを認める団体、行事を定めたこと。
 - (イ) 各区において、区コミュニティ協会との間で要綱の取扱いについて覚書を交わしたこと。
 - (ウ) 利用申込みについて、各区ホームページ・広報紙・施設内の掲示により、広報を実施したこと。
- (3) 平成 20 年 6 月 15 日（区広報紙発行日）より、上記要綱に基づき、優先利用の申込みを受け付けしていること。

(参考) 勸告

- ① 会館の利用申し込みにおける優先取扱いを認める行事及び団体の基準を明確にするとともに、市民広報に努められたい。
- ② 会館の管理運営について、市民、利用者からの疑義を招くことのない公平な取扱いが行われるよう指定管理者への指導に努められたい。